平成２９年（フ）第４６号
北海道岩見沢市上幌向南３条６丁目632番地11
債務者　鈴木　　聖
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第４７号
北海道岩見沢市上幌向南３条６丁目632番地11
債務者　鈴木　郁美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第５６号
北海道広尾郡大樹町柏木町14番地１　柏木町団地２－１号棟　５号室
債務者　小峯紗也香（旧姓遠山）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
北海道帯広市西11条南41丁目５番16号　ノースヴィレッジ103
債務者　村澤　淑予（旧姓菅原・松山）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第３７１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町湊浜字砂山21番地　ボヌール七ヶ浜102、従前の住所仙台市太白区袋原字堰場20番地の１　ピースヴィラ袋原南Ⅰ－102
債務者　森川　梨菜
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５２２号
仙台市太白区中田７丁目３番30―406号
債務者　沼田　尚大
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９８号
京都市山科区四ノ宮神田町29番地　近建イレブン702、前住所京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅大受団地　１―822
債務者　栗山　永行
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
鳥取県米子市西福原７丁目６番12号
債務者　横山　善江
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第９９号
鳥取県米子市久米町102番地４、前住所鳥取県米子市米原８丁目４番15号　101号
債務者　角折　寛世
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第４９３号
広島県東広島市西条町御薗宇7091番地　ＭＫハイツ101号
債務者　髙橋　敏誠
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４２号
広島市西区天満町18番13―504号
債務者　スタンド綾こと　梶原　　綾
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６４５号
広島市佐伯区五日市１丁目８番29―604号
債務者　木本トモ子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６５６号
広島市中区江波本町１番３号
債務者　小原　　誉
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９２号
愛媛県松山市岩崎町２丁目９番23号　岩崎町マンション302号
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５１号
秋田市楢山佐竹町１番３号　佐竹町アパート203号
債務者　下田　由加
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６号
山梨県大月市大月町真木2107番地
債務者　天野　　進
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係